

# 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会委員の任命等について

任 命 (任命期間：平成27年4月7日から 客観的な評価公表の日まで)	解 任
教育委員会総務部担当部長 (教育改革推進担当) 佐藤 裕之	教育委員会学校教育部長 小田嶋 満

■川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会委員の変更について

●変更後

氏名	所属	役職
1 安 登 利 幸	亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科委員長	
2 稲 生 信 男	東洋大学 国際地域学部教授	
3 真 鍋 雅 史	嘉悦大学 ビジネス創造学部准教授	
4 田 中 延 子	淑徳大学 看護栄養学部客員教授	
5 林 立 也	千葉大学大学院 工学研究科 准教授	
6 丹 野 典 和	川崎市 教育委員会教育環境整備推進室長	
7 佐 藤 裕 之	川崎市 教育委員会総務部担当部長 (教育改革推進担当)	



●変更前

氏名	所属	役職
1 安 登 利 幸	亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科委員長	
2 稲 生 信 男	東洋大学 国際地域学部教授	
3 真 鍋 雅 史	嘉悦大学 ビジネス創造学部准教授	
4 田 中 延 子	淑徳大学 看護栄養学部客員教授	
5 林 立 也	千葉大学大学院 工学研究科 准教授	
6 丹 野 典 和	川崎市 教育委員会教育環境整備推進室長	
7 小 田 嶋 満	川崎市 教育委員会学校教育部長	

## 川崎市附属機関設置条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

## (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

## (組織)

第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者（以下「会長」という。）1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(中略)

別表第2（第2条～第5条関係）

教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
川崎市教育 委員会事務 局指定管理 者選定評価 委員会	教育委員会事務局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議するこ	8人 以内	学識経験者	2年

	と。			
川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20 人以 内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育関 係者 (3) 市職員	1年
川崎市学校 給食センタ ー整備等事 業者選定審 査委員会	学校給食センターの整備等 に係る民間事業者の選定及 び評価に関して調査審議す ること。	8人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱 され、 又は 任命 され た日 から 客観 的な 評価 の公 表の 日ま で
川崎市橘樹 官衙遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群に関する調 査並びに保存、整備及び管 理に関する事項に関して調 査審議すること。	10 人以 内	学識経験者	2年

## 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会運営要綱

〔平成 27 年 3 月 30 日教育長決裁〕  
〔 26 川 教 給 第 131 号 〕

**(趣旨)**

第 1 条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号。以下「条例」という。）別表第 2 に掲げる川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

**(所掌事務)**

第 2 条 条例別表第 2 に掲げる審査委員会の所掌事務の細目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 5 条に規定する実施方針に関すること。
- (2) 法第 7 条に規定する特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第 8 条に規定する民間事業者の選定等に関すること。
- (4) 法第 11 条に規定する客観的な評価のための基準の策定に関すること。
- (5) 民間事業者の募集要項に関すること。
- (6) 民間事業者及び事業提案書の審査並びに評価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか本事業の推進に関し必要な事項

2 民間事業者の選定方式として地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札方式を行う場合は、同条の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取手続を兼ねるものとする。

**(委員の責務)**

第 3 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、自己が従事する業務に利害関係のある事案については、その議事に参加することができない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、川崎市及び審査委員会が公表した情報については、この限りでない。

**(関係者の出席)**

第 4 条 委員長は、関係者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

**(事務局)**

第 5 条 審査委員会の事務局は、教育委員会事務局中学校給食推進室に置く。

**(委任)**

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則****(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会設置要綱（平成 26 年 11 月 6 日 26 川教給第 80 号）は、廃止する。